

金融検査マニュアル検討会
「中間とりまとめ」に関する意見

平成11年2月1日
日本商工会議所

現下の経済情勢は、金融不安を背景とした様々な要因が重なり、危機的な状況にある。このような中、金融監督庁において、金融機関の検査監督体制の一層の充実を図るため、従来の当局指導型から自己管理型への転換をはじめ、グローバル・スタンダードを念頭にした、資産査定中心からリスク管理重視型の検査への転換等、「検査マニュアル」等を整備されることは、金融行政全体に対する信頼を確立するものと評価する。

しかしながら、現下の中小企業の経営悪化やベンチャー企業等新規創業を推進していくという政策課題からみて、債務者区分や貸倒引当金に関する基準等において厳し過ぎる内容も盛り込まれており、今後中小企業に対する貸し流し等一層の信用収縮をもたらすことが懸念される。については下記の点について十分留意されたい。

記

1. 要注意先、破綻懸念先等の債務者区分の基準は非常に厳しいものとなっており、中間とりまとめで提示された本基準案をそのまま適用し、自己査定、引き当て等を行えば、現下の厳しい経済情勢のもとでは、破綻懸念先等に該当する中小企業が増加し、貸し流しや資金の回収が拡大する恐れがあり、また今後わが国経済を支えることが期待されるベンチャー企業等創業間もない企業の成長の芽をつむことにもなりかねない。
2. 与信判断は本来、外形的・定量的な要素だけでなく、企業の技術力・販売力・成長性等、定性的な要素を勘案して総合的に判断すべきである。特に、ベンチャー企業等創業間もない企業を育成していくという観点からは必要である。このため、要注意先、破綻懸念先等を定める債務者区分の検証にあたっては、このような非財務面の諸要素を取り入れた基準を設けるべきである。
3. 金融検査マニュアルで定める基準の適用にあたっては、政策との整合性や個別事情を十分勘案のうえ運用することとし、基準の機械的運用に陥らぬよう十分に留意すること。